社会常識を覆す「廃炉会計」制度

グリーンコープ共同体
「賠償負担金」と「廃炉円滑化負担金」を経済産業省令によって託送料金に上乗せするのがどうして違法、不当なのかについて
（2019 年 12 月 18 日）
┌──
このテキストは、
https://www.greencoop.or.jp/gcwp/wp-content/uploads/2020/02/200212futosei_ihosei.pdf
より、「廃炉会計」に関する部分を抽出したものです。
全文は、上記、Web サイトの pdf ファイルで読むことができます。
なお、階層は［２］（一）（1）という順序になっています。
└──

［２］大事故を起こした 1F 事故炉と全国にある商用原発に関する原発廃炉を行う費用をまかなう枠組みは、法律によって決められておらず、これまでのところ全て省令によって行われています。それでも 2013 年までは社会常識に反さない会計として行われてきましたが、それ以後、社会常識を覆す「廃炉会計」制度が作られ、それを維持するためと称して、2017 年 9 月に「廃炉円滑化負担金」が経済産業省令でつくられてしまいました。

（一）2013 年までの原発廃炉費用をまかなう仕組みは、社会的通念に照らしてごく普通のものでした。それは「事業用に原発を使ってきた原発事業者（電力会社）が自分の責任で廃炉費用をまかなう」というものでした。

（1）どんな事業者も、自分の費用で事業につかってきた施設等を処分します。使わなくなった施設は廃棄処分し、廃棄処分費用は自分でもつこと、それが社会の決まりです。原発についても、電力会社は廃炉を決めた原発施設を廃棄処分し、その費用は、それまでに電気料金に加えて電気利用者からもらって積み立ててきたお金から出していくものでした。積立金で不足すれば、利用者から追加徴収したり、国からお金をもらったりするようなことはせずに、電力会社が特別損失を計上するというものでした。

（2）2008 年に廃炉決定した中部電力浜岡原発 1、2 号機は、そのような処分と会計がされました。また、大事故を起こした 1F 事故炉の廃炉も同様の会計処理が行われることになっていました。

（二）その当たり前の廃棄処分に関する会計制度が変えられてきました。

（1）まず 2013 年の経済産業省の有識者委員会「廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループ」による報告書において、「廃炉と発電は一体」なる理屈づけによって、本来特別損失計上すべき廃止原発施設の多くが、その減価償却分を電気料金で回収することを目的として資産化されることになりました。つまり、中部電力が浜岡原発 1、2 号機の廃炉決定で行った 1,5 3 6 億円の特別損失計上のようなことを電力会社はしなくてよい、となったという意味です。

（2）さらに 2015 年委員会報告によって、全ての廃止原発施設が資産となり、使わなくなった核燃料さえ資産に加えられました。こうして、原発廃炉によって電力会社は 1 円の損失もせず、使わなくなった施設と核燃料が全部資産となって、数十年かかる廃炉作業期間中、その減価償却分を電気料金で徴収し続けられるようになりました。

（3）それまでにも、莫大なお金の投下が必要で、しかもそれが後から明白となっていくことが多い原発については、そうした費用の扱いが事後的に制度化されることが繰り返されていました。しかし、それにしても、この廃炉会計の捻曲げは、「会計」という社会制度の常識を覆す、大変酷いものでした。もし私たちがこの 2013 年や 2015 年にこうしたことを知りえていたら、それはおかしいと声を挙げるべきことだったと、今にして

思います。

（三）この新たな廃炉会計制度によって、九州電力では玄海 1、2 号機、中国電力では島根 1 号機、関西電力では美浜原発 1、2 号機及び大飯原発 1、2 号機の廃炉が行われることになっています。

（四）そして 2017 年 9 月、この廃炉会計制度の維持を大義名分として、新たに「廃炉円滑化負担金」が託送料金に上乗せすることが省令によって決められることになります。

［３］原発事故損害賠償に係るそれまでの枠組みと絡みつつ、一方でそれをかいくぐるように逸脱して、あるいは廃炉に関して法律が無いのをよいことに、社会通念に反する会計制度をつくり、それを既成事実化するようにして新たに「賠償負担金」「廃炉円滑化負担金」を託送料金に転嫁することが省令化されたことについて、少し詳しく整理してみます。

（一）2016 年秋、経済産業省が、1F 事故の対処（損害賠償と事故機の廃炉）のために、託送料金の仕組みを使って新電力へも負担を求める制度の創設検討を行っていることが分かってきました。

(1) 私たちが初めてそれを知ったのは、2016 年 9 月 8 日の新聞記事でした。今振り返って、この記事は、その後軌道修正されたと思われる 2 点を除いて、ほぼ正確にその後に展開する事態を報道していました。

(2) 同年冬から 2017 年 2 月にかけての各記事も、ほぼ正確にその後の事態を報道しています。

（二）これらについて、政府と経済産業省のもとで、複数の有識者委員会で並行して議論が進められました。

(1) それは大きく三つにまとめられました。一つは、東京電力改革 •1F 問題委員会による『東電改革提言（2016 年 12 月）』、二つ目は、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革貫徹のための政策小委員会による『電力システム改革貫徹のための政策小委員会中間取りまとめ（2016 年 12 月に「案」、2017 年 2 月に確定）』、三つ目は、資源エネルギー庁による『自由化の下での廃炉に関する会計制度について（2016 年 12 月）』です。

(2) 『東電改革提言』では、前述の原賠法 ・ 支援機構法による事故対処枠組みに沿って、1F 事故要賠償額の増加や廃炉と除染・中間貯蔵費見積りの増加に対してどう対応していくかをまとめています。それが 2017 年 5 月に東京電力と支援機構が発表した『新々・総合特別事業計画』に反映されました。これらの中に、賠償費用については「賠償費用の準備不足分を託送料金制度を活用して広く新電力の需要家も含めて負担を求める」ことが記されています。

また事故炉廃炉費には「東京電力の送配電部門の合理化分を優先的に充てる」「東京電力は事故機廃炉の積立金を支援機構に積み立てる」、除染費用は「東京電力株式売却益を充てる」、中間貯蔵費用は「予算の調整によってエネルギー特別会計からの財政措置を講じる」と記されています。

(3) 『電力システム改革貫徹のための政策小委員会中間とりまとめ』では、「原子力事故にかかる賠償への備えに関する負担の在り方」として、「過去分（過去に電気料金原価に算入していなかった原発事故の賠償の備え）を全ての需要者から公平に回収する仕組みをつくる」と記されています。これが、この後「賠償負担金」として制度化されていきます。この「過去分」という理屈については後述します。

また、「廃炉会計制度を維持するため、自由化によって新電力に移行する利用者も過去には原発を利用していたから同じように回収される仕組みをつくる」と記されています。これが、この後「廃炉円滑化負担金」として制度化されることになります。これらはいずれも「例外的な措置」と自認されています。

(4) 『自由化の下での廃炉に関する会計制度について』で、2020 年度から小売規制料金が撤廃され（全面自由化）ても、廃炉会計制度にもとづく廃炉費用を徴収しつづけることのできない利用者を出さないために、

「規制料金として残る託送料金の仕組みを利用して徴収をできるようにする」と記されています。これが「廃炉円滑化負担金」として制度化されていきます。

（三）これらをもとに、2016 年 12 月の段階で、政府は閣議決定「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針について」を発表、その後「支援機構法の一部改正の法律案」を発表し、第 193 国会で、2017 年 3 月から 5 月にかけてその審議が行われました。「支援機構に事故機の廃炉積立金制度を設ける」とする同法律案は可決されました。

（四）一方、託送料金に「賠償負担金」と「廃炉円滑化負担金」を転嫁する制度については、この後の 2017 年 7 月に、経済産業省より「電気事業法施行規則等の一部改正に対する意見の募集について」とするパブリックコメント募集が行われました。それに対する多数・多様の反対意見を紋切り型に封ずる応答が 9 月に同省から発表され、同月末、原案どおりの「経済産業省令第 7 7 号」が官報（号外 210 号）として公布されました。

（五）こうして「賠償負担金」と「廃炉円滑化負担金」を託送料金に上乗せすることが経済産業省令によって決定されました。